函館市廃棄物減量等推進審議会条例

(平成5年3月29日 条例第5号)

沿革 平成 13. 12. 19 条例第 42 号 平成 15. 9. 26 条例第 35 号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45年法律第137号)第5条の7第1項の規定に 基づき,函館市廃棄物減量等推進審議会(以下「審 議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる 事項について調査審議する。
 - (1) 一般廃棄物の排出抑制および再生利用の推進に関すること。
 - (2) 一般廃棄物処理計画に関すること。
 - (3) その他一般廃棄物の減量等に関し市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は,委員 15 人以内をもって組織する.

(委員および任期等)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が 委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。 (会長および副会長)
- 第5条 審議会に会長および副会長各1人を置く。
- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって

決し,可否同数のときは,議長の決するところに よる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議 会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見 または説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は、環境部において処理する。 (補則)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の 運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮っ て定める。

附則

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
 - 2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 40 年函館市条例第 22 号)の一部を次のように改正す る。

[次のよう略]

附 則 (平成 13.12.19 条例第 42 号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則 (平成 15.9.26 条例第 35 号)

この条例中第1条の規定は公布の日から〔中略〕 施行する。